

18 学校防災計画概要

I 学校防災計画の基本方針

1. 生徒や多くの町民に直接的かつ重大な被害が生じ、または生じる恐れがある場合、学校は地域と一体となって危機対処に取り組む。
2. 学校は、授業の早期再開及び被災者の生活の場となる避難所の円滑な運営の支援に取り組む。
3. 大規模災害発生時の初動体制は、①生徒の安全確保を優先することとし、②情報連絡体制③教職員の参集体制については、事前に対応を具体的に示し、危機管理意識を深め体制を強化する。
4. 教育活動全体を通して、防災に対する意識を育て、災害に対する実践的な態度を養う。

II 校内の体制整備

1. 学校防災委員会の設置

- 学校防災の充実を図るため、校長を委員長とする学校防災委員会を設置する。
- 委員は、防災管理者である教頭をはじめ、総括教諭・各分掌主任及び防災担当者で組織する。
- 学校防災委員会は、災害が発生した場合（警報等が発令された場合も含む）、災害対策本部となる。

2. 地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応

- 地震警戒宣言発令時や大地震発生時の対応について、事前に[緊急時対応マニュアル]で周知する。

【地震警戒宣言発令や大地震発生の場合の緊急時対応マニュアル】

| | 地震警戒宣言発令の場合 | 大地震発生の場合（震度5弱以上） |
|-----|---|--|
| 在宅中 | ・解除になるまで自宅で待機する。 | ・家族と共に行動する。 |
| 登校中 | ・家に近い場合→家に帰る。 ・学校に近い場合→登校し、職員の指示を待つ。 | ・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。 ※職員は学区内巡回と校内での非常時機。 |
| 在校中 | ・各教室で静かに待つ。 ・帰宅路の安全を確認後、出欠・人員を確認のうえ、保護者の引き取りを待つ。保護者または代理人が来た時点で確認の上、生徒を引き渡す。 | ・学級毎に集合し、出欠・人員を確認の上、保護者の引き取りを待つ。保護者または代理人が来た時点で、確認の上、生徒を引き渡す。引き渡し場所については、現場で案内をする。 |
| 下校中 | ・下校を続ける。 | ・安全な所に避難する。 ・学校か家の近い方へ向かう。 |

3. 防災教育・防災（避難）訓練について

避難（防災）訓練は、生徒が体験的に理解できるよう計画的に実施する。（大地震発生・火災発生を想定した避難訓練）これ以外に、津波発生を想定した避難訓練や危険物の落下から身を守る訓練等を必要に応じて行い、身の安全を図る力を養う。

【防災教育・防災（避難）訓練等年間予定】

| 月 | 内 容 |
|------|---|
| 1 学期 | 地震避難訓練（地震動終息後の安全な場所への移動訓練・津波）・町内合同引取り訓練 救急救命講習 |
| 2 学期 | 避難訓練（火災） |
| 3 学期 | |

【平常の校内防火責任者及び災害時点検分担】

| 学年 | 見回り場所 | ルート | 担当者 |
|--------|--------------------|----------|-------|
| 3学年 | 1. 北棟2階 | 2階渡り～ | 3年職員 |
| | 2. 北棟第1・第2理科室 ★ガス | 1階渡り～ | 3年職員 |
| | 3. 北棟外周辺1・2年昇降口 | 1・2年昇降口～ | 3年理科 |
| | 4. 体育館 | 中庭～ | 3年職員 |
| 2学年・7組 | 1. 南棟2階・3階 | 南棟2・3階～ | 2年職員 |
| | 2. 南棟外周辺・2年昇降口 | 2年昇降口 | 2年理科 |
| | 3. 南棟1階第3理科室 ★ガス | 2年昇降口～ | 2年職員 |
| | 4. 南棟1階7組教室 | 南棟1階～ | 7組職員 |
| 1学年 | 1. 北棟3階・4階 | 3階渡り～ | 1年職員 |
| | 2. 北棟1階調理室 ★ガス | 1階渡り～ | 1年理科 |
| | 3. 技術棟 | 職員玄関～ | 1年職員 |
| | 4. グラウンド | 職員玄関～ | 1年職員 |
| 他 | 1. 管理棟3階 | 管理棟3階～ | 青木・三坂 |
| | 2. 管理棟2階(用務員室) ★ガス | 管理棟2階～ | 伊達・原島 |
| | 3. 管理棟1階(保健室) ★ガス | 管理棟1階～ | 内田莉 |

Ⅲ 災害発生時(地震)の対応

1. 初期対応

①授業中、昼食中

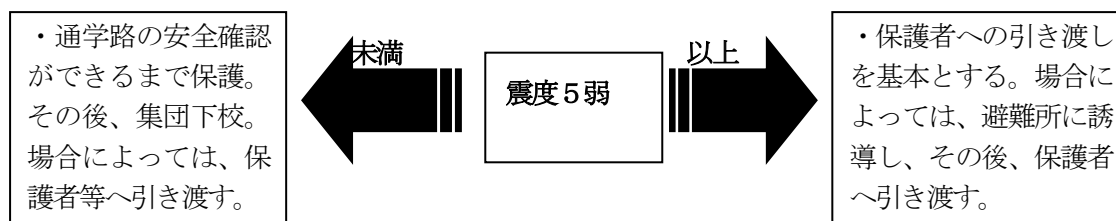
- (ア) 教室・特別教室の場合は、揺れが収まるまでの間、机の下に潜らせ机の脚をつかませる。窓ガラス付近からは離れさせる。
- (イ) 体育館・グラウンド(校庭)の場合は、揺れが収まるまでの間、その場で頭を抱えてしゃがませる。中央あるいは一箇所に集める。

②休み時間、放課後

- (ア) 教職員が生徒の近くにいる場合は、その場にいる全ての生徒に対し、①と同様に対応する。生徒と離れている場合は、可能な限り放送や口頭、ハンドマイク等で指示を出す。学級担任は原則として受け持ちの教室に行く。なお、担任している生徒だけでなく、近くにいるすべての生徒の安全確保を図る。(教職員が近くにいる場合もない場合も同様の行動ができるよう訓練しておく)
- (イ) 廊下では近くの教室に入って机の下にもぐるか、その場で頭を抱えてしゃがませる。階段では、その場で腹ばいになるか、手すりにつかまり転落を防止させる。

③その後の対応

- (ア) 津波が予想される場合には生徒を校舎3階以上の高台に避難誘導する。
- (イ) 生徒の安全確保を最優先とし、生徒の安全が確認されるまで、学校にとどめ置く。その後、生徒の安全が確認され次第、震度5弱を基準として次の対応をとる。

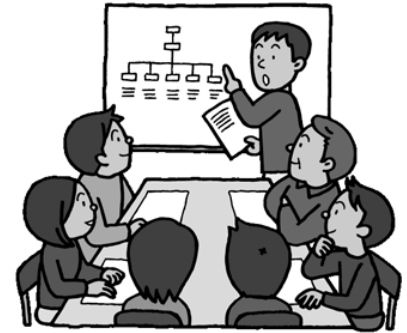


2. 災害対策本部の設置

二次対応後、生徒の安全がいったん確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する。本部の構成は、校長、教頭、防災担当者とする。

(1) 災害対策本部の役割

- ① 各班との連絡調整
- ② 非常持ち出し書類の搬出保管
- ③ 校内の被災状況の把握
- ④ 応急対策の決定
- ⑤ 教育委員会及び寒川町災害対策本部との連絡
- ⑥ 保護者引渡しの場合、引渡し場所の指定、
- ⑦ 記録日誌、報告書の作成
- ⑧ 避難所開設に向けた準備、協力



(2) 職員分担 (避難まで)

| 係名 | 任 務 | 分 担 職 員 |
|---------|--|--------------------------------------|
| 学校防災委員会 | 平時・・・防災対策計画案の作成・検討 非常時・・・対策本部となる。 合議や指示・外部との連絡 | ○校長・教頭・総括教諭・分掌主任 防災担当者 |
| 避難誘導係 | 平時・・・避難経路モデルの作成 非常時・・・可能ならば避難誘導 | ○全教員 ・授業時→授業者 ・授業外→消火・搬出係以外の職員 |
| 消火係 | 平時・・・消火器の点検・整備 非常時・・・可能ならば消火指示・消火作業 | ○空いている男子職員 ・授業外→学校用務補佐員 |
| 救護係 | 平時・・・救護用具の整備 非常時・・・可能ならば救護作業 | ○養護教諭・事務職・副担 |
| 搬出係 | 平時・・・非常持ちだしの整備 (ハドマクも) 非常時・・・可能ならば搬出作業 | ○教務主任 ・教務部職員 |

(搬出物) ・携帯ラジオ ・携帯ライト ・生徒集合状況表
・引き渡しチェック表 ※常時職員室に設置

IV その他の災害 (風水害時)

(初期対応)

- (1) 午前6時30分の時点で寒川町に何らかの警報 (大雨・暴風・洪水・雷) 等が発令された場合
 - ①登校を見合わせ「自宅待機」とする。(ただし、波浪警報は除く)
 - ②その後、緊急連絡網と一斉メール配信で回す。
 - ③①以外の場合は、原則として学校は通常通り。
 - ④学校からの連絡で「始業時刻をおくらせる」「早めに下校させる」等の対応をする場合があります。
- (2) 始業後から下校の時点で寒川町に何らかの警報 (大雨・暴風・洪水・雷) 等が発令された場合
 - ①学校長の指示により、授業または学校行事を打ち切る場合がある。
 - ②生徒は、速やかに各教室に集合する。
 - ③学級の連絡網により保護者または届けられた代理人に引き渡す。
※軽災害時は、担当教職員がついて「集団下校」させる。(緊急連絡網にて周知)

【注意】 大災害時 (地震) 震度5弱以上の場合=緊急連絡網はなし。